



秋田県公報

秋田県告示第八十三号

農林水産大臣から次の森林を保安林予定森林とする旨の通知があつたので、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定に基づき、告示する。

平成十五年二月七日

秋田県知事 寺田典城

目 次

告 示

保安林予定森林の指定通知（八三丁八六・森林整備課）
大規模小売店舗の新設に関する届出（八七、八八・商工業振興課）
開発行為に関する工事の完了（八九・有利建設事務所）
道路区域の変更（九〇、九一・道路環境課）
証紙売りさばきの廃止の届出（九二・会計課）
証紙売りさばき人の指定（九三・会計課）

産業廃棄物処理計画及び産業廃棄物処理計画実施状況報告の公表（九四・環境整備課）
特別管理産業廃棄物処理計画及び特別管理産業廃棄物処理計画実施状況報告の公表（九五・環境整備課）

公 告

県営土地改良事業計画の決定（北秋田総合農林事務所）
土地改良区の役員の退任及び就任の届出（北秋田総合農林事務所）

県営土地改良事業計画の決定（山本総合農林事務所）
県営土地改良事業計画の変更（山本総合農林事務所）

県営土地改良事業計画の変更（仙北総合農林事務所）
県営土地改良事業計画の決定（仙北総合農林事務所）

県営土地改良事業計画の変更（仙北総合農林事務所）
県営土地改良事業計画の変更（仙北総合農林事務所）

物品調達契約に係る一般競争入札の実施（管財課）
特定期間内に係る落札者の決定（教育局総務課施設整備室）二件

選挙管理委員会告示

選挙権を有する者の総数の五〇分の一の数及び三分の一の数（一一）
各選挙区における選挙権を有する者の三分の一の数（一三）

告 示

- 一 保安林予定森林の所在場所
河辺郡雄和町女米木字石川一五四の五、一五四の一三、一五四の二四
二 指定の目的 水源のかん養
三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

主伐に係る伐採種は、定めない。

(2)(1) 主伐として伐採ができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を農林水産部森林整備課及び秋田総合農林事務所並びに河辺郡雄和町役場に備え置いて総覽に供する。)

秋田県告示第八十四号

農林水産大臣から次の森林を保安林予定森林とする旨の通知があつたので、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定に基づき、告示する。

平成十五年二月七日

秋田県知事 寺田典城

- 一 保安林予定森林の所在場所
仙北郡西仙北町刈和野字山畑沢一一の一
二 指定の目的 土砂の崩壊の防備
三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

主伐は、択伐による。

(2)(1) 主伐として伐採ができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度
次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を農林水産部森林整備課及び仙北総合農林事務所並びに仙北郡西仙北町役場に備え置いて縦覧に供する。)

秋田県告示第八十五号

農林水産大臣から次の森林を保安林予定森林とする旨の通知があつたので、森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十条の規定に基づき、告示する。

平成十五年一月七日

秋田県知事 寺 田 典 城

一 保安林予定森林の所在場所

仙北郡田沢湖町生保内字大沢一の一、一四の六、一四の七、四三の三九

二 指定の目的 土砂の流出の防備

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

次の森林については、主伐は、択伐による。

(1) 次の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

(2) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
主伐として伐採をできる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3) (4) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を農林水産部森林整備課及び仙北総合農林事務所並びに仙北郡田沢湖町役場に備え置いて縦覧に供する。)

秋田県告示第八十六号

農林水産大臣から次の森林を保安林予定森林とする旨の通知があつたので、森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十条の規定に基づき、告示する。

平成十五年一月七日

秋田県知事 寺 田 典 城

一 保安林予定森林の所在場所
仙北郡協和町荒川字出羽湯ノ沢四の六
二 指定の目的 土砂の流出の防備
三 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法
ア 次の森林については、主伐は、択伐による。
字出羽湯ノ沢四の六(次の図に示す部分に限る。)

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

ウ 主伐として伐採をできる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を農林水産部森林整備課及び仙北総合農林事務所並びに仙北郡協和町役場及び南外村役場に備え置いて縦覧に供する。)

秋田県告示第八十七号

農林水産大臣から次の森林を保安林予定森林とする旨の通知があつたので、森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十条の規定に基づき、告示する。

平成十五年一月七日

立木の伐採の方法
ア 次の森林については、主伐は、択伐による。

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

ウ 主伐として伐採をできる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を農林水産部森林整備課及び仙北総合農林事務所並びに仙北郡協和町役場及び南外村役場に備え置いて縦覧に供する。)

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第五条第一項の規定により、大規模小売店舗の新設に関する届出があつたので、同条第三項の規定に基づき、次のとおり公告し、関係書類を縦覧に供する。
なお、当該大規模小売店舗の周辺地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する場合は、同法第八条第二項の規定により、縦覧期間満了の日までに県に対し意見書を提出し、これを述べることができる。

平成十五年一月七日

秋田県知事 寺 田 典 城

創産業 午後九時

来客が駐車場を利用することができる時間帯

午前九時三十分から翌日の午前零時三十分まで

駐車場の自動車の出入口の数

三か所

荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

午前六時から午後九時まで

届出年月日

平成十五年一月二十四日

三 関係書類の縦覧場所及び期間

(一) 場所

県庁第二庁舎一階 県政情報資料室

(二) 場所

横手市役所 商業観光課

(二) 期間

平成十五年一月七日から同年六月九日まで

四 意見書の提出先

秋田市山王四丁目一番一号 秋田県産業経済労働部商工業振興課

五 意見書に添付する書面に記載すべき事項

(一) 意見を述べる者の氏名及び住所

(二) 意見の対象となる大規模小売店舗の名称

(三) 意見を述べる理由

秋田県告示第八十八号

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第五条第一項の規定により、大規模小売店舗の新設に関する届出があつたので、同条第三項の規定に基づき、次とおり公告し、関係書類を縦覧に供する。

なお、当該大規模小売店舗の周辺地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する場合は、同法第八条第二項の規定により、縦覧期間満了の日までに県に対し意見書を提出し、これを述べることができる。

平成十五年一月七日

秋田県知事 寺 田 典 城

一 届出事項の概要

(一) 大規模小売店舗を設置する者の氏名及び住所

株式会社マルエーうちや 代表取締役 打矢 賢治

(十) (九) (八) (七) (六) (五) (四) (三) (二) (一)

イ ア イア 小売業を行う者の氏名及び住所

横手市安田字向田百七十四番一外

株式会社高桑書店 代表取締役 高桑一男

南秋田郡天王町天王字上江川五十一番地二十八

有限会社ドラッグマート 代表取締役 加賀秀徳

能代市落合字上悪土百七十二番地

株式会社ファーストリテイリング 代表取締役社長 玉塚元一

山口県山口市大字佐山七百十七番地一

株式会社大創産業 代表取締役社長 矢野博文

広島県東広島市西条町大字吉行字向一番地の六十

大規模小売店舗の新設をする日

平成十五年九月二十六日

店舗面積の合計

三千九百九十三平方メートル

駐車場の収容台数

二百四十七台

駐輪場の収容台数

百十一台

荷さばき施設の面積

二百十七・八平方メートル

廃棄物等の保管施設の容量

五十一・五七立方メートル

小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

開店時刻 午前十時

閉店時刻

株式会社高桑書店 翌日の午前零時

有限会社ドラッグマート、株式会社ファーストリテイリング及び株式会社大

一 道路の区域	(一) 三 関係書類の縦覧場所及び期間 場所		大規模小売店舗の名称及び所在地 ジェイマルエー泉店 秋田市泉北二丁目一十八番一外 秋田市仁井田本町四丁目一番三十六号 大規模小売店舗の新設をする日 平成十五年九月二十五日	
	(二) 三 店舗面積の合計 三千百九十六平方メートル 駐車場の収容台数 百六十三台 駐輪場の収容台数 八十九台 荷さばき施設の面積 百九・八平方メートル 廃棄物等の保管施設の容量 百四・八立方メートル 小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻 開店時刻 午前九時 閉店時刻 翌日の午前一時 来客が駐車場を利用することができる時間帯 午前八時四十五分から翌日の午前一時十五分まで 午前六時から午後六時まで 駐車場の自動車の出入口の数 四か所 (三) 三 荷さばき施設において荷さばきを行つことができる時間帯 午前六時から午後六時まで 平成十五年一月二十四日		株式会社マルエー うちや 代表取締役 打矢賢治 秋田市山王四丁目一番一号 秋田県産業経済労働部商工業振興課 意見書に添付する書面に記載すべき事項 意見を述べる者の氏名及び住所 意見の対象となる大規模小売店舗の名称 意見を述べる理由	
二 届出年月日	二 届出年月日	二 届出年月日	四 意見書の提出先 秋田市山王四丁目一番一号 秋田県産業経済労働部商工業振興課 五 意見書に添付する書面に記載すべき事項 (一) 意見を述べる者の氏名及び住所 (二) 意見の対象となる大規模小売店舗の名称 (三) 意見を述べる理由	四 意見書の提出先 秋田市山王四丁目一番一号 秋田県産業経済労働部商工業振興課 五 意見書に添付する書面に記載すべき事項 (一) 意見を述べる者の氏名及び住所 (二) 意見の対象となる大規模小売店舗の名称 (三) 意見を述べる理由
区 間	区 間	区 間	秋田県告示第八十九号 都市計画法(昭和四十三年法律第二百四号)第二十九条第一項の規定により平成十四年八月二十八日付け指令由建 千八百五十八で許可した開発行為に関する工事が完了したので、同法第三十六条第三項の規定に基づき、次のとおり公告する。 平成十五年一月七日	秋田県告示第八十九号 都市計画法(昭和四十三年法律第二百四号)第二十九条第一項の規定により平成十四年八月二十八日付け指令由建 千八百五十八で許可した開発行為に関する工事が完了したので、同法第三十六条第三項の規定に基づき、次のとおり公告する。 平成十五年一月七日
敷地の幅員(メートル)	敷地の幅員(メートル)	敷地の幅員(メートル)	秋田県知事 寺田典城 一 開発許可を受けた者の住所及び氏名 秋田市保戸野千代田町二番四十三 三光不動産株式会社 代表取締役 岩本竜大 二 開発区域に含まれる地域の名称 本荘市石脇字田尻一十八番一の内、一十八番二の内、一十八番五の内、一十八番六及び一十八番八百九 (三) 三 荷さばき施設において荷さばきを行つことができる時間帯 午前六時から午後六時まで 平成十五年一月二十四日	秋田県知事 寺田典城 一 開発許可を受けた者の住所及び氏名 秋田市保戸野千代田町二番四十三 三光不動産株式会社 代表取締役 岩本竜大 二 開発区域に含まれる地域の名称 本荘市石脇字田尻一十八番一の内、一十八番二の内、一十八番五の内、一十八番六及び一十八番八百九 (三) 三 荷さばき施設において荷さばきを行つことができる時間帯 午前六時から午後六時まで 平成十五年一月二十四日
延長(キロメートル)	延長(キロメートル)	延長(キロメートル)	秋田県告示第九十号 道路法(昭和二十七年法律第二百八十九号)第十八条第一項の規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更する。 平成十五年一月七日	秋田県告示第九十号 道路法(昭和二十七年法律第二百八十九号)第十八条第一項の規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更する。 平成十五年一月七日

一般国道	旧	百五号	仙北郡西木村西明寺字塞ノ神三四番一地先から字梨子木台五一六番	七・四〇～一〇・一〇
新	百五号	"		一・四七〇

二 道路の区域を表示した図面を縦覧する場所及び期間

(一) 場所 建設交通部道路環境課
期間 平成十五年一月七日から同月二十日まで

秋田県告示第九十一号

一 道路の区域

一般国道		道路の種類	旧新別	路線名	区間	敷地の幅員(メートル)	延長(キロメートル)
新	旧	百五号	A	仙北郡西木村上檜木内字栗掛一三番三地先から一〇〇番一七地先まで	七・〇〇～一七・〇〇	〇・六八九	
	百五号	地先まで		七・〇〇～一七・〇〇	〇・六八九		
	B	"			一〇・一〇～四六・一〇	〇・六九八	

この表において「A」と「B」とは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。

二 道路の区域を表示した図面を縦覧する場所及び期間

(一) 場所 建設交通部道路環境課
期間 平成十五年一月七日から同月二十日まで

北秋田郡田代町早口字上野四十番三号
白根路夫

秋田県告示第九十三号

秋田県証紙条例(昭和三十九年秋田県条例第三十五号)第六条第一項の規定により、次のとおり証紙の売りさばき人を指定したので、同条第一項の規定に基づき、告示する。

平成十五年一月七日

秋田県知事 寺田典城

平成十五年一月七日

売りさばきを廃止した者の住所及び氏名

秋田県知事 寺田典城

証紙売りさばき人の住所及び氏名	売りさばき場所
指定年月日	

道路法(昭和二十七年法律第百八十九号)第十八条第一項の規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更する。

平成十五年一月七日

秋田県知事 寺田典城

秋田市泉中央一丁目十六番十七号
草薙悦子
秋田市泉中央一丁目十六番十七号
平成十五年一月三十一日

秋田県告示第九十四号
廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和四十五年法律第二百三十七号）第十二条第一項の規定により産業廃棄物処理計画が提出され、同条第八項の規定により産業廃棄物処理計画実施状況の報告があつたので、同条第九項の規定に基づき、次のとおり公表する。

平成十五年二月七日

「次のとおり」は省略し、関係書類を縦覧に供する。

総覽は併せて書類の各種、産業廃棄物処理計画書及び産業廃棄物処理計画実施計

総覧期間 平成十五年一月七日から平成十

秋田県告示第九十五号
廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和四十五年法律第百三十七号）第十二条の
二第八項の規定により特別管理産業廃棄物処理計画が提出され、同条第九項の規定に
より特別管理産業廃棄物処理計画実施状況の報告があつたので、同条第十項の規定に
基づき、次のとおり公表する。

平成十五年一月七日

秋田県知事
寺田典城

総覽に供する書類の名称　特別管理産業廃棄物処

物處理計画実施状況報告書

縱覽場所 生活環境文化部環境整備課

公告

土地改良法（昭和二十四年法律第二百九十五号）第八十七条第一項の規定により、次

二	総覧期間	平成十五年二月十日から同年三月十日まで
三	総覧場所	大曲市役所及び大森町役場
物 品 調 連 契 約 に つ い て 次 の と おり 一 般 競 争 入 札 を 行 う の で、 地 方 自 治 法 施 行 令 (昭 和 二 十 一 年 政 令 第 十 六 号) 第 百 六 十 七 条 の 六 第 一 項 の 规 定 に 基 づ き、 公 告 す る。		平成十五年二月七日
一	入 札 に 付 す る 事 項	
(一)	購 入 物 品 名 及 び 数 量	
(二)	心 電 図・心 音 図 端 末 装 置 一 式	
(三)	購 入 物 品 の 仕 样 等	
(四)	入 札 説 明 書 及 び 仕 样 書 に よ る。	
(五)	納 入 期 限	平成十五年三月十四日(金)
(六)	納 入 場 所	県 が 指 定 す る 場 所
二	入 札 に 参 加 す る 者 に 必 要 な 資 格	
(一)	地 方 自 治 法 施 行 令 第 百 六 十 七 条 の 四 の 规 定 に 該 当 し な い こ と。	
(二)	秋 田 県 が 発 注 す る 物 品 の 買 入 札 に 参 加 す る 資 格 を 有 す る こ と。	
(三)	当 該 調 連 契 約 に 係 る 入 札 説 明 書 の 交 付 を 受 け て い る こ と。	
三	契 約 条 項 を 示 す 場 所 等	
(一)	契 約 条 項 を 示 す 場 所、 入 札 説 明 書 及 び 仕 样 書 の 交 付 場 所 並 び に 問 い 合 わ せ 先 郵 便 番 号 〇一〇 八 五 七〇 秋 田 市 山 王 四 丁 目 一 番 一 号	
(二)	入 札 説 明 書 及 び 仕 样 書 の 交 付 方 法	秋 田 県 出 納 局 管 財 課 契 約 班 (電 話 〇一八 八 六〇 二 七 三 八)
四	入 札 執 行 の 日 時 及 び 場 所	平 成 十 五 年 二 月 二 十 日 (木) 午 後 一 時 三 十 分
五	入 札 保 証 金	秋 田 県 庁 地 下 一 階 管 財 課 入 札 室
六	秋 田 県 財 務 規 則 (昭 和 三 十 九 年 秋 田 県 規 則 第 四 号。 以 下 「 規 則 」 と い う。) 第 百 六 十 条 か ら 第 百 六 十 三 条 ま で に 規 定 す る と い る こ と に よ る。	その 他

(一)	入 札 の 方 法	落 札 決 定 に 当 た つ て は、 入 札 書 に 記 載 さ れ た 金 額 に 当 該 金 額 の 百 分 の 五 に 相 当 す る 額 を 加 算 し た 金 額 (当 該 金 額 に 一 円 未 满 の 端 数 が あ る と き は、 そ の 端 数 金 額 を 切 り 捨 て た 金 額) を も つ て 落 札 価 格 と す る の で、 入 札 者 は、 消 費 税 及 び 地 方 消 費 税 に 係 る 課 稅 事 業 者 で あ る か 免 稅 事 業 者 で あ る か を 問 わ ズ、 見 積 も つ た 契 約 希 望 金 額 の 百 五 分 の 百 に 相 当 す る 金 額 を 入 札 書 に 記 載 す る こ と。
(二)	入 札 の 無 効	規 则 第 百 六 十 六 条 に 規 定 す る と こ ろ に よ る。
(三)	落 札 者 の 決 定 方 法	予 定 価 格 の 制 限 の 範 囲 内 で 最 低 の 価 格 を も つ て 有 効 な 入 札 を し た 者 を 落 札 者 と す る。 た だ し、 落 札 と な る べ き 同 価 の 入 札 を し た 者 が 二 人 以 上 あ る と き は、 く じ に よ り 決 定 す る。
(四)	提 出 書 類 等	入 札 に 参 加 し よ う と す る 者 は、 別 に 定 め る 期 日 ま で に、 入 札 説 明 書 及 び 仕 样 書 に 記 載 さ れ た 必 要 書 類 等 を 提 出 す る こ と。
(五)	そ の 他	詳 細 は、 入 札 説 明 書 に よ る。
一	落 札 に 係 る 特 定 役 务 の 名 称 及 び 数 量	特 定 調 連 契 約 に つ い て 次 の と おり 落 札 者 を 決 定 し た の で、 地 方 公 共 団 体 の 物 品 等 又 は 特 定 役 务 の 調 連 手 続 の 特 例 を 定 め る 政 令 (平 成 七 年 政 令 第 三 百 七 十 一 号。 以 下 「 令 」 と い う。) 第 十 一 条 の 规 定 に よ り、 公 示 す る。
二	秋 田 県 立 中 高 一 貫 教 育 校 (県 南 地 区) 建 築 工 事 A 工 区 一 式	平 成 十 五 年 二 月 七 日
三	秋 田 県 教 育 庁 総 務 課 施 設 整 備 室 秋 田 市 山 王 三 丁 目 一 番 一 号	落 札 者 を 決 定 し た 日
四	秋 田 市 旭 北 栄 町 一 番 四 十 八 号 東 急・創 和・横 手 特 定 建 設 工 事 共 同 企 業 体	落 札 者 の 住 所 及 び 名 称
五	十 一 億 六 千 八 百 四 十 万 円	落 札 金 額
六	契 約 の 相 手 方 を 決 定 し た 方 法	一 般 競 争 入 札

七 平成十四年十二月二十日	令第六条の規定による公告を行つた日
五 落札金額	横手市前郷一番町七番十三号 横手・創和・伊藤特定建設工事共同企業体 十億五千五百二十五万円
六 契約の相手方を決定した方法	特定調達契約について次のとおり落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成七年政令第三百七十一号。以下「令」という。)第十一条の規定により、公示する。
七 平成十五年一月七日	平成十五年一月七日
秋田県知事 寺 田 典 城	秋田県立中高一貫教育校(県南地区)建築工事B工区 一式 秋田県教育厅総務課施設整備室 秋田市山王三丁目一番一號
一 落札に係る特定役務の名称及び数量	秋田県立中高一貫教育校(県南地区)建築工事B工区 一式 秋田県教育厅総務課施設整備室 秋田市山王三丁目一番一號
二 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地	秋田県立中高一貫教育校(県南地区)建築工事B工区 一式 秋田市山王三丁目一番一號
三 落札者を決定した日	平成十五年一月二十九日
四 落札者の住所及び名称	秋田市土崎港西三丁目二番二十三号 五洋・伊藤・横手特定建設工事共同企業体
五 落札金額	九億四千五百万円
六 契約の相手方を決定した方法	一般競争入札
七 令第六条の規定による公告を行つた日	平成十四年十二月二十日

秋選管告示第十一号 地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第七十四条、第七十五条、第七十六条、第八十一条及び第八十六条並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和三十一年法律第六十二号)第八条の規定による選挙権を有する者の総数の五十分の二の数及び三分の一の数(その総数が四十万を超える場合にあつては、その超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数)は、次のとおりである。	横手市前郷一番町七番十三号 横手・創和・伊藤特定建設工事共同企業体 十億五千五百二十五万円
平成十五年一月七日	秋田県選挙管理委員会委員長 加 藤 堯
五十 五十分の一の数 一九、三六九 三分の一の数 一九、三六九 その超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数(二三八、〇六八)	秋選管告示第十二号 地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第八十条の規定による選挙区における選挙権を有する者の総数の三分の一の数(その総数が四十万を超える場合にあつては、その超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数)は、次のとおりである。
平成十五年一月七日	秋田県選挙管理委員会委員長 加 藤 堯
秋田市立中高一貫教育校(県南地区)建築工事C工区 一式 秋田県教育厅総務課施設整備室 秋田市山王三丁目一番一號	秋田市立中高一貫教育校(県南地区)建築工事C工区 一式 秋田市立中高一貫教育校(県南地区)建築工事C工区 一式 秋田市立中高一貫教育校(県南地区)建築工事C工区 一式 秋田市立中高一貫教育校(県南地区)建築工事C工区 一式
選挙区別 秋田市 能代市 横手市 一〇、九一 八四、二六七 一四、七六三 一一、九一	選挙区別 秋田市 能代市 横手市 一〇、九一 八四、二六七 一四、七六三 一一、九一
秋田県選挙管理委員会委員長 加 藤 堯	秋田県選挙管理委員会委員長 加 藤 堯

雄勝郡 平鹿郡 仙北郡 由利郡 河辺郡 南秋田郡 山本郡 北秋田郡 鹿角市 鹿角郡
 大曲市 湯沢市 男鹿市 本荘市 大館市

二八三二〇 五九三八二〇 九八二八
 六八六九九七二六九五〇一九七五五
 五七六九七四一七八〇八一九七五五
 六六九四六四一八〇八一九七五五
 一三〇二四五

購読料金
 発行者 秋田県
 秋田市山王四丁目一番一号
 一月三千五百円

印刷者 印刷所

秋田電気株式会社
 〒010-8766
 松原町五番二十一
 九号
 電話番号: 010-8766-5219
 FAX印番: 010-8766-5219
 (010-8766-5219)
 繁体字: 九號
 五社号

100
 古紙配合率100%